

# 福島県

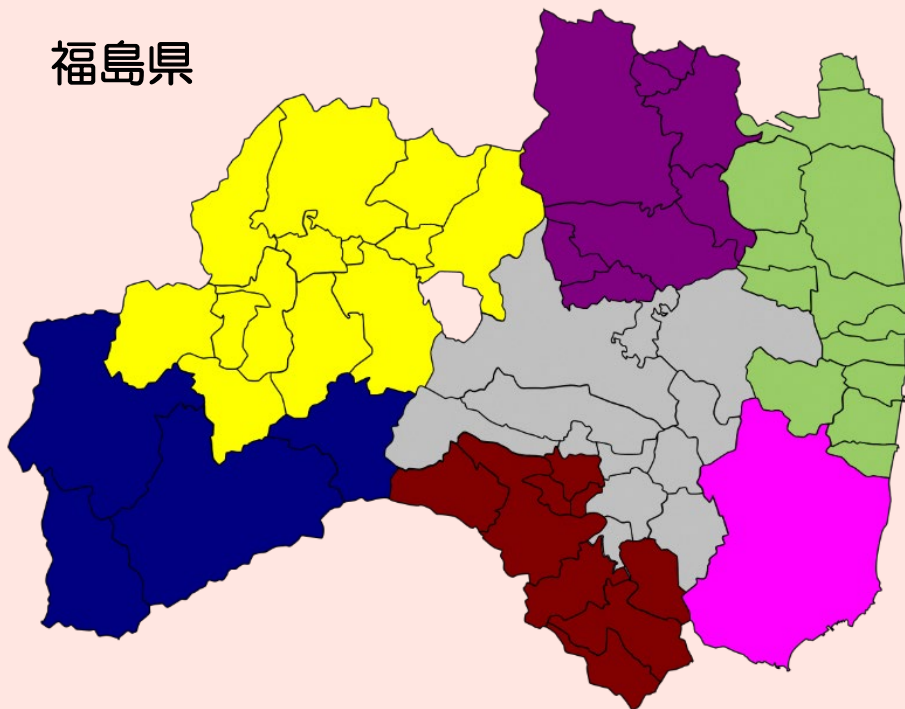
## みんなで作る 心の地域包括ケアシステム

福島県では・・・

- 『精神障がい者地域移行・地域定着促進検討会（以下県協議の場）』及び圏域毎の検討の場を中心に、関係機関のネットワークづくりを実施してきました。県協議の場では、R元年度から3障がいに係る課題も含めて検討を行い、検討結果は自立支援協議会と共有して取り組んでいます。
- H30年度には、精神保健福祉センターにおいてアウトリーチ事業を開始し、地域のネットワーク構築や支援力向上を図っています。
- この他、ピアサポーターの養成や活動推進に力を入れており、R元年度よりピアサポーターと意見交換の機会をつくりながら事業を進めています。

## 1 県、指定都市、中核市、特別区の基礎情報

### 福島県



#### 【取組内容】

- ①協議の場
- ②地域移行関係職員に対する研修
- ③普及啓発事業
- ④ピアサポーターの活用に係る事業
- ⑤家族支援に係る事業
- ⑥精神障がい者アウトリーチ推進事業
- ⑦マッチング事業

### 基本情報（都道府県等情報）

障害保健福祉圏域数 (R5年4月時点)	7	か所		
市町村数 (R5年4月時点)	59	市町村		
人口 (R5年4月時点)	1,773,723	人		
精神科病院の数 (R5年4月時点)	30	病院		
精神科病床数 (R4年6月時点)	6,023	床		
入院精神障害者数 (R4年6月時点)	合計	4,256	人	
	3か月未満 (% : 構成割合)	817	人	
		19.2	%	
	3か月以上1年未満 (% : 構成割合)	631	人	
		14.8	%	
	1年以上 (% : 構成割合)	2,808	人	
	66.0	%		
	うち65歳未満	995	人	
	うち65歳以上	1,813	人	
退院率 (R元年度時点)	入院後3か月時点	62.8	%	
	入院後6か月時点	79.8	%	
	入院後1年時点	88.0	%	
相談支援事業所数 (R5年4月時点)	基幹相談支援センター数	13	か所	
	一般相談支援事業所数	40	か所	
	特定相談支援事業所数	166	か所	
保健所数 (R5年4月時点)	9	か所		
(自立支援) 協議会の開催頻度 (R4年度)	(自立支援) 協議会の開催頻度	0	回/年	
	精神領域に関する議論を行う部会の有無	有		
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況 (R4年11月時点)	都道府県	有	1	か所
	障害保健福祉圏域	有	7 / 7	か所/障害圏域数
	市町村	有	29 / 59	か所/市町村数

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

福島県精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築 関連事業

～東日本大震災関連の転退院促進～  
マッチング事業

⑦

～関係者間の連携強化、課題の共有と社会資源創出～  
県・圏域・市町村ごとに協議の場を設け、重層的に課題を共有・検討。

①

～当事者同士の支え合い促進、人材育成～

ピアサポーター関連事業  
(詳細P6)

・養成講座、スキルアップ講座、ピア同士の交流会等(委託)

・病院研修会・交流会(精神保健福祉センター)

・ピアサポーターと行政の意見交換会(委託、本庁、精保センター)

④

～家族支援促進～

家族同士の交流会・研修、障がい者と家族の交流会等(委託)

⑤

～地域住民の理解促進～

一般住民向け理解促進研修(保健福祉事務所)

③

～支援者の人材育成～

・訪問看護事業者向け研修会、困難ケース相談会(委託)

・医療機関・福祉関係・行政職員向け研修(保健福祉事務所)

②

～地域のネットワーク構築、支援者の人材育成、県民への直接支援～  
アウトリーチ推進事業(詳細P7)

⑥

地域移行



地域の基盤整備



## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

福島県では、精神障がい者が住み慣れた地域のよりよい環境で自分らしく生活することができるよう、医療機関や福祉事業所等の支援者、ピアサポーターとのネットワーク強化を目指している。

### ①協議の場（主体：県・保健福祉事務所・市町村）

- ・地域移行・地域定着促進検討会・・・県の協議の場として、圏域や市町村の取組の推進を図っている。また、県レベルで取り組む課題の検討を行っており、R元年度より身体・知的分野の関係者や、県自立支援協議会と連携をとっている。
- ・圏域ごと・市町村ごとの協議の場・・・各地域で課題を抽出し、関係機関と検討している。

### ②地域移行関係職員に対する研修（主体：保健福祉事務所、県、委託）

- ・圏域ネットワーク強化研修・・・医療機関や福祉事業所、行政等対象の研修
- ・訪問看護事業者向け事業・・・研修会・困難ケースの相談会

### ③普及啓発事業（主体：保健福祉事務所）

- ・精神障がい者理解促進研修会・・・一般住民向け研修会

## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

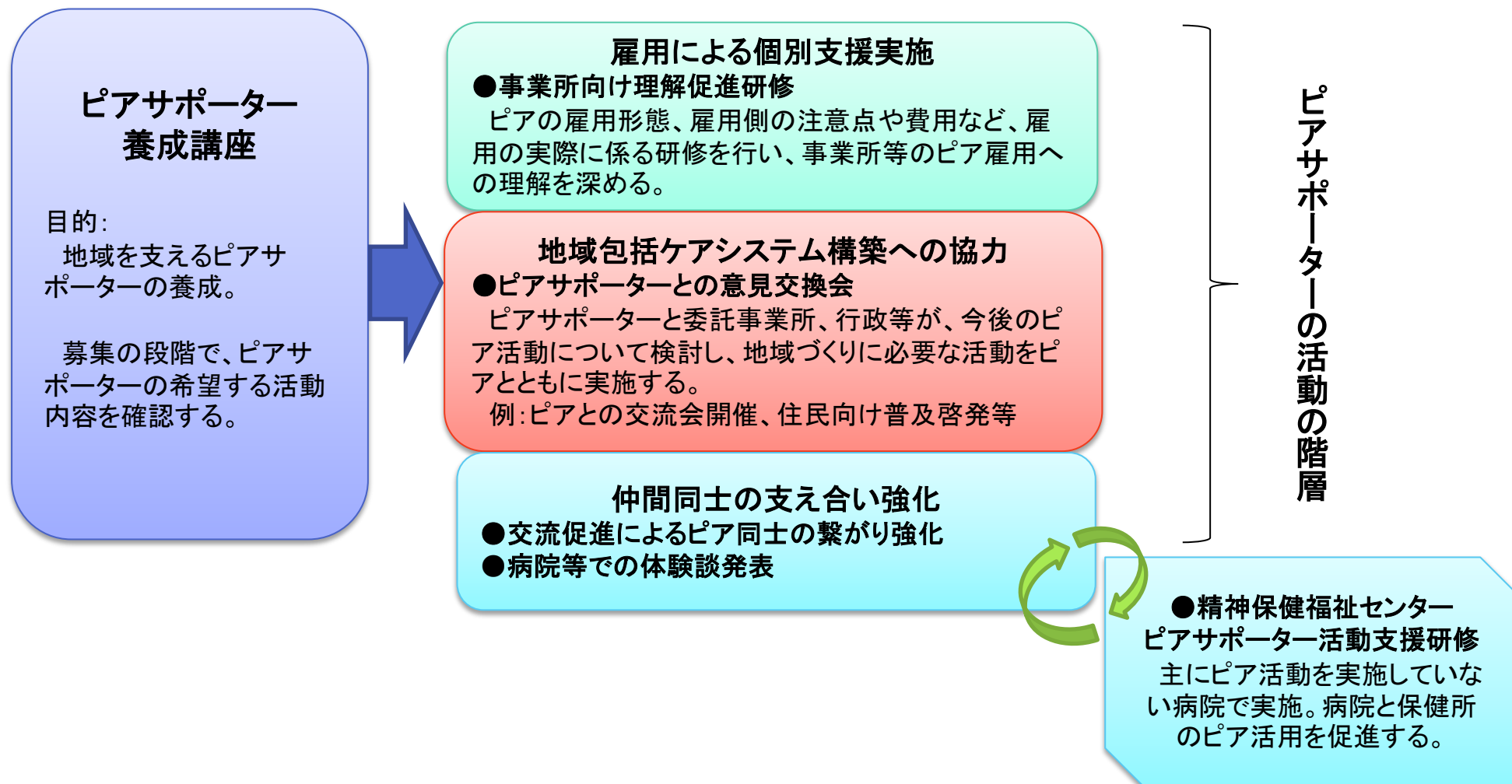
- ④ピアサポーターの活用に係る事業（主体：委託、精神保健福祉センター、県）  
（詳細は別紙P6）
- ⑤家族支援に係る事業（主体：委託）
  - ・家族同士の研修会・交流会、障がい者と家族の交流 等
- ⑥精神障がい者アウトリーチ推進事業
  - ・相双圏域における震災対応型アウトリーチ（主体：委託）
  - ・保健型アウトリーチ（主体：精神保健福祉センター、詳細は別紙P7）
- ⑦その他
  - ・マッチング事業（主体：県）・・・東日本大震災に伴う入院者の転退院促進

## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

### ピアサポーター関連事業

方向性：雇用を見据えつつ、地域を支えるピアサポーターを養成する。

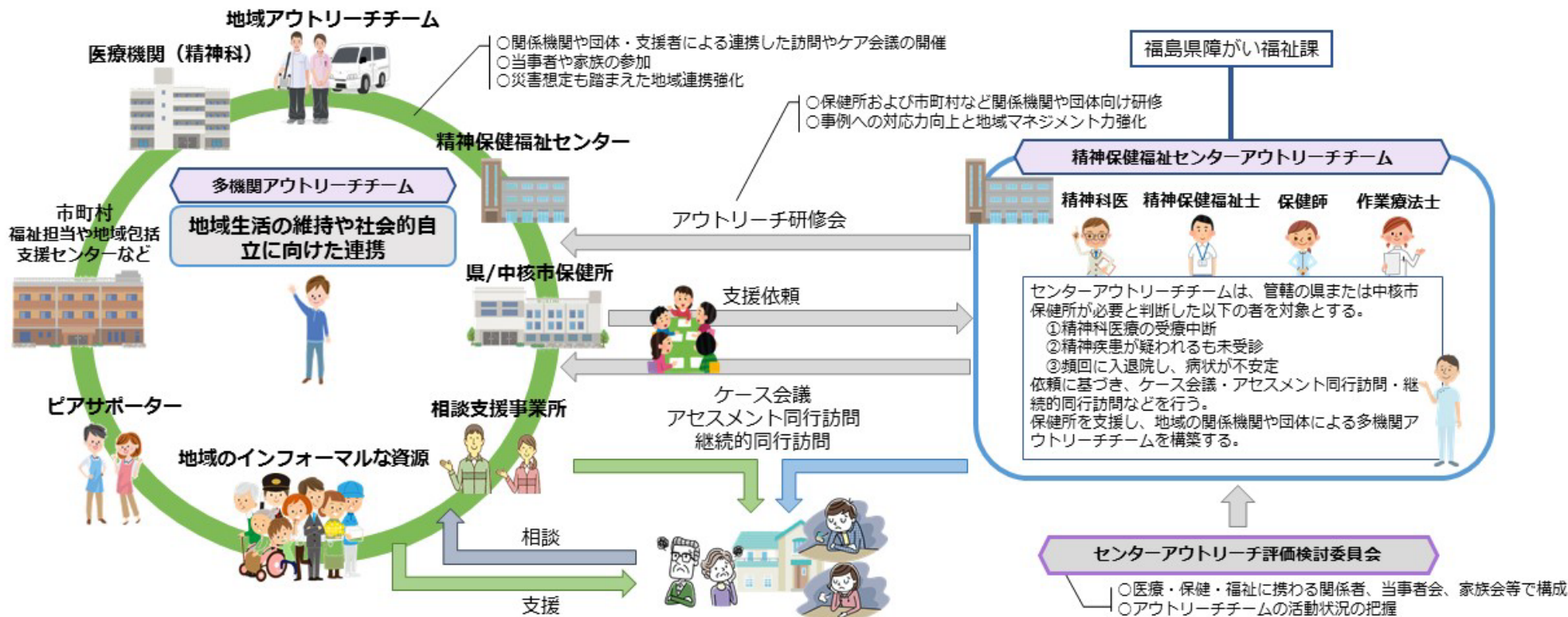
ピアサポーターの希望や適性により地域包括ケアシステム構築のための活動に携わってもらう。





## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）



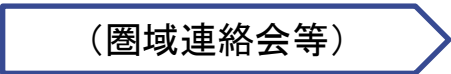
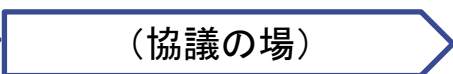
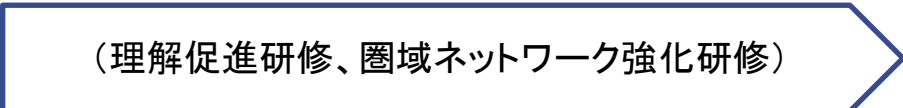
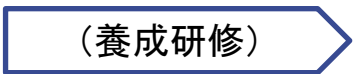


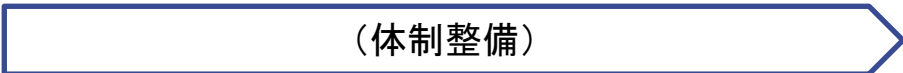

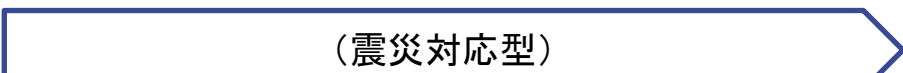
### 福島県精神保健福祉センターによる精神障がい者アウトリーチ推進事業の概要図



#### 【福島県精神保健福祉センターによる精神障がい者アウトリーチ推進事業の特徴】

- ①県内全域を対象とし、活動エリアは、県および中核市保健所圏域毎に、県北、県中、県南、会津、南会津、相双、福島市、郡山市、いわき市に区分する。
- ②保健所を支援し、地域の関係機関や団体による多機関アウトリーチチームを構築する。
- ③保健所および地域の関係機関や団体と連携した多職種アウトリーチチームによって、対象者の地域生活の維持や社会的自立を支援する。
- ④保健所および地域の関係機関、団体の取り組みに助言し、支援者向け研修会等を計画・開催するなどの技術的支援を行う。
- ⑤保健所からの依頼をもとに、対象者へのケース会議、アセスメント同行訪問、継続的同行訪問などを実施する。
- ⑥アセスメント同行訪問は、回数は原則3回以内および訪問期間は1ヵ月以内とし、方針決定後は地域の担当者の訪問方針へ助言することを目的とする。
- ⑦継続的同行訪問の頻度については、全県が広域にわたることを踏まえ月1回程度を当面の予定とし、訪問継続期間は原則として6ヵ月以内とする。
- ⑧継続的同行訪問の開始から6ヵ月以内に、保健所および関係機関や団体を含む協議を行い、当アウトリーチチームによる支援継続の必要性や、終了後の助言など、今後の方針を決定する。

### 3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	内 容	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行・地域定着促進検討会</li> </ul>											<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体:障がい福祉課(委託事業)</li> <li>・開催回数:検討会3回</li> <li>・参集者:各圏域から医療、福祉、行政など約30名</li> <li>・R1年度~「にも包括」の県の協議の場となった。</li> <li>・R3年度~「地域アセスメント」を実施。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域の協議の場</li> </ul>											<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体:保健福祉事務所</li> <li>・H30年~R1年に各圏域に「にも包括」協議の場を設置。位置づけや検討内容は、地域の実情に即して実施。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行関係職員に対する研修</li> <li>・普及啓発事業</li> </ul>											<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体:保健福祉事務所</li> <li>・圏域の課題に即して研修を実施。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピアサポーター関連事業</li> </ul>											<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体:障がい福祉課(委託事業)</li> </ul>
											<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体:精神保健福祉センター</li> <li>・H26年度~ピアサポーター登録制度を開始。ピア活動促進に関する事業を展開。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障がい者アウトリーチ推進事業</li> </ul>											<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体:精神保健福祉センター</li> <li>・活動範囲:県内全域</li> </ul>
											<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体:障がい福祉課(委託事業)</li> <li>・活動範囲:相双地域</li> </ul>



## 4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する取組の成果・効果

＜令和4年度までの成果・効果＞

課題解決の達成度を測る指標	目標値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度末)	具体的な成果・効果
①圏域ごとの地域課題の整理	課題分析	課題の整理、 抽出	圏域ごとに包括ケアシステムの構築に向けて、取り組む課題の整理・抽出を行った。
②ピアサポーター養成講座の開催	未開催	1回開催	ピアサポーターの登録数増加 (R5年3月:69人、R4年3月:66人)

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた現時点における強みと課題

【特徴(強み)】

- 関係機関やピアサポーターが協力的である。
- アウトリーチ事業の実施により、地域の支援力向上だけでなく、地域課題の把握にも繋がっている。

課題	課題解決に向けた取組方針	課題・方針に対する役割(取組)	
圏域ごとの地域課題の整理	県の協議の場で、各圏域ごとの地域アセスメントを取り上げ、地域課題の整理、取組に向けたロードマップを作成する。	行政	地域アセスメントを実施、ロードマップ作成
		医療	地域アセスメントの実施、ロードマップ作成に係る協議
		福祉	地域アセスメントの実施、ロードマップ作成に係る協議
		その他関係機関・住民等	地域アセスメントの実施、ロードマップ作成に係る協議
ピアサポーターの数や活動状況の地域差	養成講座を開催し、開催にあたっては、地域の関係機関にも協力を要請する。	行政	委託先とともに企画立案、養成講座を実施
		医療	対象者の選定、養成講座開催周知等の協力
		福祉	対象者の選定、養成講座開催周知等の協力
		その他関係機関・住民等	対象者の選定、養成講座開催周知等の協力

課題解決の達成度を測る指標	現状値 (今年度当初)	目標値 (令和5年度末)	見込んでいる成果・効果
①県・圏域ごとの地域課題の整理	課題分析	課題抽出	包括ケアシステムの構築に向けて、取り組む課題の整理
②ピアサポーター養成講座の開催	未開催	開催	ピアサポーター数の増加

※指標設定が困難な場合は、代替指標や定性的な文言でも構いません。

## 6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための連携状況

### にも包括構築の体制

保健、医療、福祉関係者から構成される県の協議の場において、圏域の課題を吸いあげ、自立支援協議会の各部会等との連携を図りながら、精神障がい者特有の症状による解決困難な課題検討や、にも包括構築の取組の検討を実施。

所管部署名	所管部署における主な業務
障がい福祉課	障がい福祉サービス、自殺対策、心のケア

連携部署名	連携部署における主な業務
地域医療課	医療計画を所管

各部門の連携状況		強み・課題等
保健	各圏域ごとに保健所等が協議の中で中心的な役割として、取り組んでいる。	
医療	各圏域ごとに協議の場に参画し、ともに地域課題の検討等実施している。	
福祉	各圏域ごとに協議の場に参画し、ともに地域課題の検討等実施している。	
その他関係機関・住民等		

## 7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議の場の実施状況

名称	協議の場の構成員	開催頻度	実施内容	特記事項等(課題・強み等)
精神障がい者地域移行・地域定着促進検討会	・医療機関(精神保健福祉士等) ・福祉関係(相談支援専門員、福祉事業所スタッフ等) ・行政機関(本庁、精神保健福祉センター、保健福祉事務所、中核市担当)	年3回	精神障がい者の地域移行・地域定着を推進するため、検討会を設置し、圏域の課題を吸いあげ、自立支援協議会の各部会等との連携を図りながら、精神障がい者特有の症状による解決困難な課題検討や、身体・知的障害との共通課題の検討を行う。	
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議	今後検討	—		
精神障がい者地域移行・地域定着圏域ネットワーク強化研修	実施主体:各保健福祉事務所 対象者:各圏域の精神科医療スタッフ、地域援助事業所職員、行政職員等	年2回	精神障がい者の地域移行には多職種連携が重要であることから、圏域ごとに関係機関のネットワークを強化するための協議または研修会を行う。	

【その他事項】 ※協議の場運営における課題や悩んでいる点、アドバイザーに相談したい事項など、自由に記載ください

## 8 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた今年度の取組スケジュール

時期(月)	実施する項目	実施する内容
R5年4月～	圏域活動 アウトリーチ実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●圏域ごとに協議の場、関係者向け研修会、一般住民向け研修を実施。</li> <li>●アウトリーチ推進事業により、ケースを通じた多機関連携による支援。</li> </ul>
	ピアサポーター関連事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ピアサポーター養成講座、ピアサポーターとの意見交換会等を実施</li> </ul>
R5年6月～	精神障がい者地域移行・ 地域定着促進検討会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検討会において「地域アセスメント」に関する内容を予定。 圏域の状況・好事例共有により、圏域の取組の推進を図る。</li> </ul>